

## 開発技術指導基準の改正概要

### ○主な改正内容

- ・高砂市ごみステーション設置及び維持管理に関する指導要綱、高砂市消防水利等に関する指導基準策定に伴い、技術基準では同指導要綱及び同指導基準を参照するものとする。
- ・集会所用地の帰属を見直し、誓約書を提出し事業者管理とする。
- ・その他については現状に即した内容に改正する。
- ・改正の概要については下記のとおり。

### ○改正の概要

項目	概要
第1 総則	変更無し
第2 道路に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・有効幅員の考え方の図を追加</li><li>・泥だめの高さの変更</li><li>・すみ切りの辺長の変更 2.8m⇒3.0m</li><li>・防犯灯の記述の明確化</li><li>・既存構造物の撤去について追記</li><li>・交通施設に関して警察との協議を追記</li></ul>
第3 排水施設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画雨水量の算定の記述を追記</li><li>・排水施設の技術的事項の表を追加</li><li>・下水道管理用地に土間コンクリート仕上げの仕様を追加</li></ul>
第4 水路・河川等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・未改修河川の項目に根拠法を追記</li><li>・管理用用地の舗装仕様を変更</li></ul>
第5 給水施設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・上下水道部が所管する要綱の名称を変更</li><li>・上水道管理用地の構造を下水道に合わせて変更</li></ul>
第6 公園等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・公園施設の決定方法を変更</li></ul>
第7 消防水利等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・高砂市消防水利等に関する指導基準（消防課作成）に準じる</li><li>・1～8項及び別図を削除</li></ul>
第8 清掃施設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・高砂市ごみステーション設置及び維持管理に関する指導要綱（エコクリーンピアはりま作成）に準じる</li><li>・1～3項及び別図の削除</li></ul>
第9 集会施設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・集会所用地の帰属に関する記述を削除</li><li>・誓約書の提出について追記</li><li>・集会所用地確保の基準を50戸以上から150戸以上に変更</li><li>・集会施設設置の基準を100戸以上から150戸以上に変更</li><li>・集会所用地の敷地面積算定方法を変更</li><li>・集会施設用地の確保を要しない条件を追加</li></ul>
第10 環境配慮及び公害対策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画段階（1）の削除</li><li>・公害関係法令の表を変更</li></ul>
第11 駐車場等に関する事項	変更無し
第12 緑化の推進に関する事項	変更無し